

# 水産用医薬品



- (1) 水産用医薬品は、人用医薬品と同じく、その品質、有効性及び安全性を確保するために薬事法に基づく諸規制が規定。
- (2) 近年、水産用ワクチンの開発と使用の増加に伴い、これまでの薬剤治療に依存していた魚病対策から予防に重点を置いた対策になりつつある。
- (3) これら医薬品の適正使用について、都道府県による研修会の実施や巡回指導、薬事監視員等の立入検査など、十分な指導・監視等を通じ、万全を期する。

## 薬剤治療について

養殖業者(疾病発生)

○管轄する指導機関(水産試験場等)、漁連・漁協、獣医師等  
・診断、治療方法の指導

販売店舗(購入)

○投薬の実施  
・用法・用量どおりに実施

○使用結果の把握  
・養殖業者による使用の記録

## ワクチン使用について

養殖業者(ワクチン使用を希望)

○管轄する指導機関(水産試験場等)  
・水産用ワクチン使用指導書の交付  
・注射の接種を行う者に対する指導(技術研修会の開催等)

販売店舗(購入)

○注射の実施  
・用法・用量どおりに実施  
・指導機関による使用時の指導

○使用結果の把握  
・指導機関による使用後の検査を実施  
・指導・検査等の結果の取りまとめ(ワクチンの有効性調査等の資料として活用)